

令和 6 年 2 月 22 日 議会運営委員会 議事録
10時30分 開会

○出席委員 (6 人)

委員 長 西村 一啓

副委員長 日域 究

委員 山代 英資、藤川 和弘 小田上 尚典、細川 雅子

議 長 北地 範久

副 議 長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○西村委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案の概要について説明をお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 初めに、議案第 3 号令和 6 年度大竹市一般会計予算から、議案第 11 号令和 6 年度大竹市下水道事業会計予算までの 9 議案は、先ほど議員全員協議会の中で御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

それでは、諮問第 1 号から議案の概要に沿って御説明をいたします。

1 番目の諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員、前安井美千子氏が、令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、引き続き人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦することについて、市議会の意見を求めるものでございます。

なお、本議案及びこの後の議案第 12 号、議案第 13 号につきましては、意見または任命の同意を求めようとする各種の職歴等について、補足資料を添付しておりますので御参照ください。

続きまして、2 番、報告第 1 号専決処分の報告についてでございます。

議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

工事名は、大竹駅東口交通広場整備工事、請負者は株式会社福永建設工業で、令和 6 年 1 月 19 日に専決処分をいたしました。

変更内容は、請負金額で 1 億 6,676 万 2,867 円を 1 億 7,184 万 4,200 円に増額する変更を行ったものでございます。

続きまして、3番、議案第12号教育長の任命の同意についてでございます。

教育長小西啓二氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、4番、議案第13号教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

教育委員会委員市川洋氏が、令和6年3月14日をもって任期満了となりますので、引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、5番、議案第14号大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定についてでございます。

制定の理由ですが、晴海臨海公園の利用者が安心かつ快適に利用できる環境整備に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条は本条例の趣旨を規定しています。第2条は基金として積み立てる金額の収入について規定いたします。第3条は基金の管理について、第4条は処分について、第5条は運用益金の処理について、それぞれ規定をしております。第6条は委任規定でございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

続きまして、6番、議案第15号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定についてでございます。

制定の理由ですが、大竹駅西口駐輪場について、令和6年8月31日をもって民間企業との契約期間が満了することから、この施設を大竹市が引き継ぐとともに、大竹駅東口側においても、大竹駅周辺における自転車等の利用者の利便及び道路交通の円滑化を図ることを目的に大竹市が駐輪場を整備し、令和6年9月1日に供用開始するため、本条例を制定しようとするものでございます。

2の条例の主な内容でございます。議案の概要には、第1条から第19条までの見出しを掲載をしておりますが、一部について御説明をいたします。

最初に、第4条では、駐車場の供用時間を原則として、午前0時から午後12時までとする規定を定めております。

第7条で、駐車場の使用について、定期使用と一時使用の2つの区分を規定しており、第8条及び第9条で、定期使用に係る許可や登録期間の更新について、第10条で一時使用の許可について定めています。第12条は使用料について、第13条は定期使用に係る使用料の減額についての規定でございます。

3の施行期日は、令和6年9月1日でございます。ただし、定期使用に関する申請・手続については、施行日前においても行うことができる旨を規定し、本規定については、令和6年8月1日から施行することといたします。

続きまして、7番、議案第16号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び内容ですが、大竹市役所木野支所の機能を大竹木野郵便局に委託するこ

とに伴い、木野支所を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和 6 年 10 月 1 日でございます。

続きまして、8 番、議案第 17 号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び内容でございます。地方自治法の一部を改正する法律が、令和 5 年 5 月 8 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、令和 5 年 12 月定例会において市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を改正する条例案を提出し、可決されました。その後、令和 6 年 1 月 19 日に公布された地方自治法施行令等の一部を改正する政令により、本条例で引用する条項が変更になることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

続きまして、9 番、議案第 18 号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び内容ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、本条例で引用する条項が変更になることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

続きまして、10 番、議案第 19 号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び内容ですが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、在宅勤務等手当について新たに規定するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、11 番、議案第 20 号漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

改正の理由ですが、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は 2 点でございます。

1 点目は、漁港漁場整備法の名称の変更に伴い、字句の整理を行うものでございます。

2 点目は、第 2 条に関してですが、漁港施設等活用事業制度の創設に伴い、市が管理する漁港の区域内における占用料等を徴収できる者に、当該事業を実施する者を追加するものでございます。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、12 番、議案第 21 号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子

育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、標識等の掲示方法及び電磁的記録等の媒体の見直しが行われたため、同基準に従い制定している本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容の1点目は、利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする規定を追加するものでございます。

2点目として、利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付または提出について、電磁的記録等の媒体の種類を示さない文言に変更するほか、特定教育・保育施設等の事業者等が記録、作成、保存等を行うものについて、書面により行うことが規定、または想定されている記録等を電磁的記録により行うことができるように変更するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

続きまして、13番、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことにより、退職者医療制度が廃止されたこと及び国民健康保険法施行令の一部改正により国民健康保険料について賦課限度額が引き上げられたことなどに伴い、所要の規定を改正しようとするものでございます。

主な改正内容は3点ございます。

1点目は、退職者医療制度が令和6年4月1日に廃止されることに伴い、条例中の退職者医療に関する条項を削除及び関連する文言を修正しようとするものでございます。

2点目は、国民健康保険料の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を22万円から24万円に引き上げ、合計額を104万円から106万円にしようとするものでございます。

3点目は、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者について、軽減算定に用いる被保険者数に乘じる額を、5割軽減対象者は29万円から29万5,000円に、2割軽減対象者は53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

続きまして、14番、議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、大竹市第9期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容は2点ございます。

1点目は、介護保険料率について、世帯及び本人の課税状況、本人の所得等に応じ、令和6年度から令和8年度までの計画期間における保険料率を定めるものでございます。また、国標準の改正に従い、第8期事業計画の11段階から13段階に区分を変更しようとするものでございます。

2点目は、低所得者に対する一定割合の減額賦課に係る基準の引き下げについて、第9期の介護保険料に対応した規定に改正するものでございます。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日としますが、令和 5 年度以前の保険料については、従前の規定を適用する等の経過措置を定めております。

続きまして、15 番、議案第 24 号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係する 4 つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

2 の主な改正内容でございます。

(1) の地域包括ケアシステムの深化・推進について、(2) の自立支援・重度化防止に向けた対応について、(3) の良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりについての 3 つの視点に立ち、国が定める基準に準じて、事業者の設置や運営を行ううえでの基準などを見直すものでございます。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日としますが、アとして、重要事項の掲示、イとして、身体的拘束等の適正化、ウの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、エの協力医療機関との連携の 4 つについて、経過措置を定めております。

それでは、続きまして、16 番、議案第 25 号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

事業所等から排出される事業系一般廃棄物等の処理手数料について、ごみ処理原価と処理手数料との乖離を縮めることや近隣自治体の処理手数料との均衡を図るため、本条例の一部を改正しようとするもので、事業系ごみ処理手数料を 10 キログラム当たり 100 円から 150 円に改定しようとするものでございます。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とし、改正後の規定は施行日以後に搬入のあった廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入のあった廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例によるとの経過措置を定めるものといたします。

続きまして、17 番、議案第 26 号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、旧小方中学校及び旧小方小学校跡地を含む小方地区の一部において、都市計画用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更することに伴い、周辺の住環境との調和、土地利用と良好な景観形成を図ることを目的として都市計画地区計画に小方地区を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容は、都市計画地区計画の適用地区として小方地区地区整備計画区域を加え、当該地区において建築してはならない建物として、工場及び自動車教習所、倉庫業を営む倉庫、麻雀屋・パチンコ・射的場・馬券売場等、ナイトクラブその他これに類するもの、畜舎及び床面積が 150 平方メートルを超える自家用倉庫を規定し制限するものでございます。

施行期日は、令和 6 年 3 月 29 日でございます。

続きまして、18 番、議案第 27 号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由及び内容ですが、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるようになったことから、一定の要件を満たす企業職員である会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、また、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、企業職員に在宅勤務等手当を支給できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

続きまして、19番、議案第28号大竹市水道条例の一部改正についてでございます。

水道法の一部改正により、水道の整備及び管理に係る行政のうち、水質または衛生に関する事務以外の事務の所管が厚生労働省から国土交通省に移管することに伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、規定中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

続きまして、20番、議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、栗谷町大栗林・小栗林地区及び阿多田地区における辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、21番、議案第30号工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）でございます。

平成30年12月18日に議会の議決を得た工事施行協定について、市負担金額を変更するため令和2年9月23日に議会の議決を得ましたが、当該市負担金額を工事の完了に伴って変更するため、市議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事で、日本貨物鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を相手方とする協定でございます。内容は、市負担額を19億7,799万4,000円から18億2,944万9,257円に変更しようとするものでございます。

続きまして、22番、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございます。

大竹市マロンの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。指定管理者はひろしま農業協同組合で、指定期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とするものでございます。

続きまして、23番、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）でございます。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ2億2,051万円を追加し、予算総額を181億8,002万9,000円とするものでございます。

詳細は、16ページからの表で御説明をいたします。

補正予算の内訳の表でございますが、表の左側に歳出をその右側に歳入として当該歳出に充当する財源を記載しております。

最初に、第2款総務費の基金管理事業については、後ほど御説明いたします。

国庫補助金等返還事務は、国県支出金の前年度精算分として、3,878万5,000円を計上するものでございます。戸籍住民基本台帳事務は、住民票や戸籍の附票に氏名等の振り仮名を記載するために必要なシステム改修に要する経費として、192万5,000円を計上するものでございます。

なお、歳入として、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金を歳出と同額計上いたします。

続きまして、第3款民生費の障害児通所給付事業30万円、その2行下からの市立保育所等運営管理事業20万円、私立保育所等補助事業37万5,000円、病児・病後児保育運営委託事業7万5,000円、その2行下からの児童福祉相談事業10万円、子育て支援センター（小方）運営管理事業10万円、子育て支援センター（さかえ）運営管理事業10万円、松ヶ原こども館運営管理事業10万円の計8つの事業は、いずれも関連する事業になりますので、一括して御説明いたします。

これらは、国の令和5年度補正予算において、子供の性被害防止対策に係る設備等支援を目的とした事業に係る経費が計上されたため、保育所、地域子ども・子育て支援事業所、児童養護施設などを対象に、パーティションや簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライトなどの設備を設置するための経費として、公立の施設等は備品購入費、私立の施設等へは補助金として総額135万円を計上するものでございます。

なお、歳入として、備品購入費に係る物は2分の1、市から補助金として支出する物については、3分の2の国庫補助金を総額80万円計上いたします。

続きまして、民生費の2行目のこども医療費助成事業でございますが、医療費の増加により772万円を増額しようとするものでございます。歳入として、乳幼児医療助成費県補助金126万2,000円及びにここのこども基金繰入金519万6,000円を計上いたします。

続きまして、4行下の施設型給付事業でございます。認定こども園等の利用人数の増加等に伴い、2,500万円を増額しようとするものでございます。歳入として、保育所入所児童保護者負担金65万9,000円のほか、施設型給付等国庫負担金1,470万7,000円、県負担金を493万6,000円計上いたします。

続きまして、第4款衛生費の予防接種推進事業でございますが、執行見込みに合わせ1,500万円を減額しようとするものでございます。

続きまして、17ページの第8款土木費でございます。橋りょう長寿命化事業は、歳入のほうからの御説明となりますが、国が補正予算で計上した道路メンテナンス事業国庫補助金を財源として、広島県橋梁定期点検要領に基づく大竹駅自由通路の初回点検を行うため、1,500万円を計上しようとするものでございます。

続きまして、大竹駅周辺整備事業でございます。後ほど継続費の補正のところでも御説明しますが、工事等の進捗状況に合わせ、令和5年度の事業費から1億2,000万円を減額し、令和6年度に振り替えるものでございます。これに伴い、歳入の社会資本整備総合交付金を6,600万円、大竹駅周辺整備事業債を4,860万円、それぞれ減額いたします。

続きまして、晴海臨海公園整備事業及び、第10款教育費の小学校管理運営事業は、いず

れも執行見込みに合わせ減額するものですが、歳入の米空母艦載機部隊配備特別交付金の減額分、合計2,087万8,000円について、次の学校給食費支援事業として、にこにここども基金への積立てを行います。

続きまして、歳入の第10款地方交付税についてでございます。国の補正予算に伴う追加の交付決定により、普通交付税を3億9,391万7,000円増額するものでございます。

第21款市債の臨時財政対策債は、発行可能額に合わせ9,904万2,000円減額するものでございます。

第17款寄附金は、特定事業分のふるさと納税寄附金として250万円を計上するものでございます。

最後に、16ページの第2款、先ほど飛ばしました総務費の基金管理事業でございますが、このたびの補正予算における歳入超過分の調整として、地方創生事業基金に2億6,165万2,000円を積み立てようとするものでございます。

それでは、12ページにお戻りいただきたいと思います。

2の継続費の補正でございます。大竹駅東西広場整備事業について、年割額を変更するものですが、令和5年度から令和6年度に1億2,000万円を振り替えるものでございます。

続きまして、13ページの3、繰越明許費の補正でございます。このたびの補正予算で計上するものや県営事業負担金については、県の事業進捗に合わせ繰り越しを行うもの、その他関係者等との調整に時間を要したなど、諸般の事情により年度内の事業完了が見込めないものについて、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、14ページの4、債務負担行為の補正でございます。最初に、追加するものとして、12の事項を上げておりますが、いずれも今後の業務に備え、契約等を事前に行う必要があるものでございます。

下側の表の変更するものについては、経費等が増加することに伴い、限度額の変更をお願いするものですが、2段目の産婦健康診査等に要する経費は、産後ケアなどの事業対象者の増加に対応するため、また、3段目の大竹駅自由通路の維持管理に要する経費は、清掃の回数を増やす予定であることなどから、それぞれ変更額が大きくなっております。

続きまして、15ページの5、地方債の補正については、このたびの補正予算において整理しております地方債について、変更を行うものでございます。

議案第32号の説明は以上でございます。

続きまして、18ページ、24番、議案第33号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,470万円を追加し、予算総額を31億5,225万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容について、歳出から御説明をいたします。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類に移行したことによる受診控えの解消によるものと考えておりますが、医療費が増加しておりますので、一般療養給付事務を1億7,000万円、一般高額療養費支給事務を2,470万円、それぞれ増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、歳出の合計額と同額の普通交付金を計上するもので

ございます。

最後に、25番、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）で
ございます。

継続費で予算措置しております大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事について、
追加工事や設備の増設・拡張を行う必要が生じたことから、令和6年度の年割額を増額し
ようとするものでございます。

議案の説明は以上でございます。

議案の取り扱いについてよろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 ただいま執行部から議案の説明がございました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、議案の取り扱いについて事務局から説明をお願い
いたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議案の取り扱いにつきまして、事務局案を御説明申し上げ
ます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより、執行部の説明者ごとに一括して行うこ
ととなっております。議事日程に沿って取り扱いを説明いたします。

まず、議案第3号から議案第13号に至る12件について一括上程し、提案理由の説明を受
けます。このうち、議案第3号から議案第11号までの9件につきましては、令和6年度の
当初予算案でございますので、これらの取り扱いは、後ほど日程4、予算特別委員会の設
置についてで御説明いたします。

諮問第1号から議案第13号の3件につきましては、人事案件でございますので、委員会
の付託を省略し、即決と考えております。

次に、報告第1号から議案第30号に至る6件でございますが、一括上程し、提案理由の
説明を受け、報告第1号につきましては、報告事項でございますので質疑をもって終了、
また、議案第14号から議案第30号に至る5件は、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第16号及び議案第25号の2件でございますが、一括上程し、提案理由の説明
を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第17号から議案第31号に至る5件でございますが、一括上程し、提案理由の
説明を受け、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第21号から議案第24号に至る4件につきましては、上程後、提案理由の説明
を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第27号から議案第34号に至る3件につきましては、上程後、提案理由の説明
を受け、議案第27号については総務文教委員会へ、議案第28号及び議案第34号については
生活環境委員会へ付託と考えております。

最後に、議案第32号及び議案第33号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、
議案第32号は総務文教委員会へ、議案第33号は生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いの説明がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 続きまして、日程 2、一般質問及び総括質疑についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 このたびの一般質問及び総括質疑は、申し合わせにより代表制は取らず、全員質問の持ち時間は 1 時間となります。通告期限は、本 3 月定例会におきましては、2 月 29 日木曜日 9 時 30 分まででございます。

同日、本会議初日の散会后、議長室におきまして発言順の抽せんを行いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、一般質問及び総括質疑を行う予定としております 3 月 8 日金曜日の本会議までの間に、常任委員会の開催予定がございます。執行部における答弁作成は時間的にも大変厳しいものがあると思っております。通告期限に先立ちまして、ヒアリングを行うこともできますので、通告書の早期提出につきまして御協力をいただければと思います。

通告書にヒアリングの希望日時を記入していただくようになっておりますので、御配慮いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま説明について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程 3、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 3 月定例会の会期でございますが、2 月 29 日から 3 月 25 日までの 26 日間を考えております。

会期日程の案を御覧ください。

本会議を 2 月 29 日に開会し、会期決定、当初予算説明、一般議案を上程し、先ほど決定いただきましたとおりの取り扱いをして散会いたします。

3 月 7 日までを休会と考えております。

委員会審査につきましては、2 月 29 日の本会議終了後及び 3 月 1 日に、それぞれ常任委員会を開催、慣例でいきますと、29 日に総務文教委員会、3 月 1 日に生活環境委員会になるかと考えております。

次に、3 月 4 日 10 時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会

を、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を開催と考えております。

3月8日10時から本会議、11日を本会議予備日とし、一般質問及び総括質疑を行います。
また、一般議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、本会議を散会いたします。

本会議最終日は3月25日とし、3月定例会の閉会と考えております。

なお、予算特別委員会関係の日程は、後ほど日程4とあわせて説明をさせていただきます。
日程につきまして調整をお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、各委員長に日程の調整をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。

会期につきましては、2月29日から3月25日までの26日間とし、2月29日木曜日10時から本会議、各常任委員会においては、2月29日の本会議終了後に総務文教委員会を開催、3月1日金曜日10時から生活環境委員会を開催、今定例会では3月8日金曜日に中日を設け、一般質問及び総括質疑と議案審査報告等に充て、予備日を11日月曜日とします。

3月4日月曜日午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、広報広聴特別委員会を開催、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を開催、本会議の最終日は3月25日月曜日10時からということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

続きまして、日程4、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、予算特別委員会の設置につきまして、審査日程、資料要求等の件とあわせまして御説明いたします。

なお、この先、日程6も含めまして、通告期限等について御説明をいたします。多数ございますので混同されませんように、後ほど一覧にまとめた物をお送りさせていただこうと思っております。

それでは、予算審査につきまして御説明いたします。

令和6年度の当初予算については、先ほど議員全員協議会で説明のありました、議案第3号から議案第11号に至る9件でございます。

こちらにつきましては、先ほど決定していただきましたように、本会議初日の2月29日に上程・説明を受けた後、本会議中日に議事を継続し、一般質問及び総括質疑の形で御審議していただきます。

その後、議長が委員8人で構成する予算特別委員会の設置及び付託を諮り、続いて、委

員の指名を行うよう考えております。

予算特別委員の予定者は、サイドブックに掲載の資料のとおりでございます。

また、3月11日、本会議中日の予備日になりますが、散会後もしくは午前10時から予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選と、後ほど申し上げます予算資料の確認を行っていただきます。

次に、審査日程でございます。3月13日から15日までの3日間と、予備日を18日とし、最長で4日間と考えております。3月25日本会議最終日におきまして、予算議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

続きまして、予算資料の要求について御説明いたします。

予算特別委員会日程案を御覧ください。

審査をより充実したものとするため、予算特別委員会に指名されることが予定されている議員が要求される資料を執行部に伝え、事前に配付するよう考えております。

先ほど議員全員協議会におきまして、令和6年度の各会計の当初予算案の説明を受けましたので、2月29日木曜日までを熟読期間といたします。予算特別委員の予定者におかれましては、2月29日正午までに文書または電子データにて、議会事務局に資料要求の御提出をお願いいたします。なお、提出に当たりましては、締切り後の追加提出がないよう、御留意のほどよろしくお願いいたします。

作成されました資料につきましては、3月11日の予算特別委員会で正副委員長を互選した後、要求された趣旨に沿って作成されているかどうか確認をしていただきます。要求どおりであれば、そのまま審査に活用していただき、修正が必要であれば、13日からの予算特別委員会当日に再提出を受けることになります。

なお、執行部におかれましては、資料の内容について不明等がある場合には、個別に議員に確認していただくようお願いいたします。

続いて、予算特別委員会における発言通告について御説明いたします。

議会運営委員会での申し合わせを踏まえ、常任委員会等につきましても、発言の事前通告をしていただくよう御協力をお願いし、議会運営を行っているところでございます。今回の予算特別委員会につきましても、全会計について3月8日金曜日12時までに発言通告を提出していただきますようお願いいたします。

なお、先ほど申し上げましたとおり、3月11日に要求資料を確認していただくことになっております。資料を確認されたうえで、新たに生じる質疑というものもあらうかと思っておりますので、そういったものにつきましては、追加で3月12日の正午までに通告をしていただければと思っております。

なお、通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮、説明員の待機時間の縮減など、会議の円滑な運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載していただきますよう御協力をお願いいたします。

また、通告書は、本日の議会運営委員会終了後に事務局からメールで送付する様式を使用していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から予算特別委員会の設置、日程等に関しまして説明がございました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでございますので。お諮りをいたします。

まず、3月11日月曜日の本会議予備日、一般質問及び総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、その終了後、正副委員長の互選及び資料確認、審査日は3月13日水曜日から15日金曜日までの3日間、また、予備日を18日月曜日とし予算審査を行います。

そして、3月25日月曜日の本会議最終日、予算委員長報告、質疑、討論、採決。以上の日程でございます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議がないようでございますので、それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、事務局からの説明にもありましたように、予算特別委員会の議員におかれては、資料要求について、2月29日12時までに、文書または電子データにより議会事務局に御提出をいただきますようお願いいたします。

また、発言通告についても、全会計について、3月8日12時までに提出いただくよう、御協力をお願いいたします。

また、3月11日に確認する資料に関する質疑は、3月12日の12時までに提出をお願いいたします。

このような取り扱いは、予算特別委員会における審査を充実するためのことでございますので、要求漏れがないように特によくお願いをいたします。また、委員会における発言については、提出期限までに書面による事前通告に御協力をお願いいたします。

会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いをいたします。

寺岡副議長。

○寺岡副議長 予算特別委員会の設置について、予定者の心構えといえますか、先に気をつけておくべきことが今決まってきました。予定者というのは、このサイドブックに載っている選出表、上の段の5年度のBこちらでよろしかったでしょうか。

○西村委員長 局長。

○山田議会事務局長 すみません、ちょっと言葉が足りませんでした。サイドブックに掲載のもののうち、上側の段のB、令和6年3月予算委員の方々が予定者ということでございます。ありがとうございます。

○西村委員長 それでは、続きまして、日程5、議員派遣についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議員派遣について御説明いたします。

資料を御覧ください。令和6年4月23日、24日の2日間、中国市議会議長会定期総会が宇部市で開催をされます。これに、正副議長が出席予定でございますので、寺岡副議長の

出席が議員派遣の対象となります。

なお、議長は議会の代表権を持って出席いたしますので、議員派遣の手続はございません。本会議最終日にこちらの表を配付しまして、即決と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいまの説明について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり、本会議で手続を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 続きまして、日程 9、その他を議題といたします。

発言通告についてでございますが、今定例会での発言通告に関して、連絡事項がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会議務局長 それでは、発言通告について御説明をいたします。

先ほども申し上げましたけれども、円滑な議会運営のために発言の事前通告をお願いいたします。

今定例会におきましては、2月29日の本会議及び同日29日と3月1日の常任委員会につきましては、2月26日月曜日まで。中日の3月8日及び11日予備日の本会議については、3月5日火曜日まで。また、3月25日本会議最終日につきましては、3月19日火曜日、できましたら午前中に提出していただきますよう、引き続き御協力をお願いいたします。

また、繰り返しになりますが、通告書の提出に当たりましては、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載していただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、委員会審査の過程におきまして、説明の内容等によっては、通告にない質問が追加されることがあるかと思えます。執行部には御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から発言の通告に関して、御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、特に委員会では、審査の過程において事前通告以外にも、答弁等の対応をお願いすることもあるかと思えますので、御協力をお願いいたします。

発言通告については以上でございます。

本日予定していた日程は、全て終了いたしました。

なお、本日の協議・確認事項等について、会派の代表におかれましては、各会派所属の議員へ御周知をお願いいたします。

それでは、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

11時22分 閉会